M anagement A ccounting T ax *Information*

本城税務会計事務所　長浜市南高田町 637 番地　Tel0749-63-4501・Fax0749-63-1224
E－Mail　info@honjo.bz

贈与税の非課税枠 2500 万円とする制度が創設 15 年度税制改正

贈与税の非課税枠を 2500 万円とする制度が設けられる。

現行制度(110 万円控除)は残り、現行制度との選択となり、かつ従来の考え方とは異なるので必ずしも有利とは限らないから、その選択は個々の事情を考慮の上で行う必要がある。

また相続税、贈与税の税率が引き下げられることとなり、例えば 500 万円の場合の贈与税は 53 万円(現行税率なら 69.5 万円)となる。

なお現国会で審議予定であり、確定は 3 月末ごろの見込み。

贈与税と相続税を「通じた」納税制度	贈与時に贈与税を支払い相続時に**その贈与財産**(贈与時の価額)**と相続財産を合計した価額**を基に計算した相続税から、既に支払った贈与税を控除した相続税を支払う。
贈与者は 65 歳以上の親	贈与者は **65 歳以上の親**、贈与を受ける者は **20 歳以上の子**である相続人。
この制度は納税者の選択	この制度は選択制。制度を選択する者は最初の贈与税の申告時に届出書を提出する。このときの届出は相続時まで継続して適用される。
贈与の非課税枠を 2500 万円とする。	**2500 万円までの贈与**に対する贈与税は非課税とする。2500 万円を超えるときは超えた部分に対して一律 20%の税率で贈与税が課される。 この計算は複数年にわたって適用される。 例えば、1 年目に 2000 万円、2 年目に 1000 万円を贈与するとき、2 年目に通算 2500 万円を超える額 500 万円に対し 20%100 万円の贈与税を支払う。
相続財産総額は変わらない。	**相続財産は減少しない。**財産を引き継ぐ時期が早くなること、贈与税が一律 20%という効果はある。しかし、相続時に贈与財産を合計した価額が相続対象になるから、相続財産の総額が減少するわけではない。
15 年 1 月以後の贈与から	これらの改正は**平成 15 年 1 月 1 日以後**の贈与から適用。
住宅取得資金の特例	住宅取得の資金として贈与を受ける場合は、次の特例を設ける。①65 歳未満の親からの贈与も認める。②2500 万円の非課税枠に 1000 万円を上乗せし、**非課税枠を 3500 万円以内**とする。

不明の点などありましたら、ご遠慮なくお問い合わせ下さい。